

2012年8月29日

『日本再生戦略』についての日本医師会の見解

社団法人 日本医師会

2012年7月31日に『日本再生戦略』が閣議決定された。『日本再生戦略』には「夢と誇りを持てる国」を実現することが責務であると述べられている。日本医師会としても、まさにそうした方向での日本再生は急務であると考えており、政府、国民と協調して、ライフ成長戦略に貢献していきたい。また、『日本再生戦略』には、東日本大震災からの復興に総力を挙げるとされている。日本医師会としても、被災地の医療復興、住民の健康支援を全力で支えていく。

しかし、『日本再生戦略』には大きな問題点がある。それは市場原理主義への反省が消失したことである。2010年の『新成長戦略』は、それまでの行き過ぎた市場原理主義に基づいた生産性重視の経済政策は失敗であったと述べている。しかし、『日本再生戦略』にはそうした文言は一切ない。それどころか、公的医療保険範囲の縮小や公的保険外の民間サービスの拡大が示されており、医療の営利産業化を進めようとしている。日本医師会は、所得によって受けられる医療に格差が生じる医療の営利産業化を認めることはできない。

『日本再生戦略』の各項目には次のような問題点がある。

1. 総論

4. 「日本再生戦略」の実行に当たって（4頁）

「社会保障・税一体改革の着実な実施」を図るとある。これは、先般成立した社会保障制度改革推進法を実行するということを意味しているが、これには

「医療保険制度に原則として全ての国民が加入する」とあり、例外を作ること
を認めている。日本医師会は、国民皆保険はすべての国民が加入することが大
前提であると考えており、例外には絶対反対である。

5. 「日本再生戦略」と予算編成との関係（5頁）

「社会保障分野を含め、聖域を設けずに歳出全般を見直す」とある。過去に
は、小泉内閣による「聖域なき構造改革」の下、社会保障費が厳しく抑制され
たが、その失敗を繰り返すべきではない。医療再生のために重要な時期である
ことを認識すべきである。

1. デフレ脱却と中長期的な経済財政運営

2. デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野（14頁）

「医療、介護等におけるビジネス展開を促進するとともに、サービス産業の
ビジネス機会拡大のため、公共データの民間開放・利活用を進める」とある。
ここには情報保護への配慮はなく、経済成長のために、患者情報を商品化しよ
うとしているように読み取れる。患者および個人情報保護を最重要課題とすべ
きである。

1. 日本再生のための具体策

1. 政策実行の枠組み

(1) 政策対象の明確化による施策のメリハリのある実施

ライフ - 世界最高水準の医療・福祉の実現プロジェクト - （19～20頁）

「公的保険で対応できない分野についても、民間活力を生かし」(19頁)とあ
る。これは今後、分野によっては公的医療保険で対応しないことを示唆してい
るが、日本医師会は、公的医療保険の給付範囲を将来にわたって維持するこ
とを強く求める。

また、「医療サービスと医療機器が一体となった海外展開」(20頁)を図ると

ある。医師の技術供与の範囲であれば異論はないが、日本国内の医療再生が喫緊の課題である中で、政府が組織的に医師の海外進出を支援する方針であれば問題である。

さらに、「医療・介護システムをパッケージとした海外展開」(20頁)を図るともある。医療は非営利であるが、介護には営利企業が参入している。『日本再生戦略』は介護とパッケージ化することで、医療の営利産業化も容認しているのではないかと危惧される。厳しく注視したい。

2. 「共創の国」への具体的な取組～11の成長戦略と38の重点施策～

重点施策：革新的医薬品・医療機器創出のためのオールジャパンの支援体制、臨床研究・治験環境等の整備(29頁)

日本医師会としても、日本の医薬品・医療機器産業は、公的医療保険を支える重要な産業と認識しており、創薬支援、治験実施体制の整備促進に賛成である。日本医師会も、2003年から治験促進センターにおいて医師主導治験を推進してきた。今後さらに医師主導治験の環境整備を進め、医療機器の治験も支援していく。さらに、医薬品等の審査迅速化にむけての制度や財源の見直しについて、積極的に発言していく。

また、この重点施策の中にも、医療機器について「医療サービスと一体となった海外展開等を推進する」(29頁)とある。前述のとおり、政府が支援する組織的な医師の海外進出には問題があると考ええる。

重点施策：医療機器・再生医療の特性を踏まえた規制・制度等の確立、先端医療の推進(30頁)

「行政区域単位の特区とは異なる機関特区の創設」、「新たな法的措置」の創設が示されている。これらが、先端医療に限定されるのであれば、異論はない。しかし、『日本再生戦略』には、総合特区(21頁)、復興特区(7頁)の活用の方針も示されている。現在運用されている構造改革特区、総合特区では、病院

経営への株式会社の参入、混合診療の全面解禁などが提案されている。今回、さらに新たな機関特区を、行政区域単位を超えて創設する方針が示されたが、さまざまな特区が点から面へと発展すれば、公的医療保険制度が全面的に揺らいでいく恐れがある。

日本医師会は、特区の創設および特区における医療の規制緩和が安易に進まないよう、厳しく対処していきたい。

重点施策：15万人規模のバイオバンク構築による東北発の次世代医療等の実現（30～31頁）

被災地住民に対する医療提供体制の再構築は最重要課題であり、日本医師会としても鋭意支援してまいりたい。『日本再生戦略』には、個別化医療等の実現に向けて、東北メディカル・メガバンク計画を中心に、患者・住民の医療健康情報の収集・蓄積・共有する医療情報連携基盤を整備する方針が示されているが、ここには患者の権利および住民の情報を保護するという視点がない。個別化医療にむけての遺伝子情報保護は絶対であり、地域住民、患者へのきめ細かな説明および対応、情報保護等に係る厳重な法整備を最優先すべきである。

重点施策：ロボット技術による介護現場への貢献や新産業創出／医療・介護等周辺サービスの拡大（31頁）

「公的保険外の医療・介護周辺サービスを拡大する」とある。「公的保険外の拡大」ありきであってはならず、公的医療保険の給付範囲はしっかりと守るべきである。また医療では営利目的での病院・診療所の開設は認められていない一方で、介護には株式会社が参入している。「医療・介護サービス」として一括りにして施策を進めることで、医療本体に株式会社が参入する糸口になることを懸念する。

「地域の医師偏在を解消し、医師不足地域の医師確保等を行う地域医療支援センターの活用等により、地域における医師確保の推進、地域医療の再生を果

たす」とある。方向性としてはそのとおりであるが、現実には地域医療支援センター自体の医師が十分確保できていない。医師の偏在には、診療科偏在、地域偏在の複合的な問題があるために、多角的に検討していく必要があり、日本医師会としても協力しつつ検討を進めたい。

日本再生に向けた改革工程表

環境の変化に対応した新産業・新市場の創出～ライフ成長戦略～

どこでもMY病院（79頁）

「どこでもMY病院」は、『日本再生戦略』の本文には一切記載がなく、工程表のみに登場する施策である（ほかにもそうした項目は多い）。すでに、『新たな情報通信技術戦略 工程表』（いわゆる新IT戦略工程表）¹で説明済ということかもしれないが、あらためてきちんと説明し、情報保護への対応をしっかりと打ち出すべきである。

これに関連して、『日本再生戦略』には、「医療・介護等の分野におけるビジネス展開を促進するとともに、サービス産業のビジネス機会拡大のため、公共データの民間開放・利活用を進める」（14頁）ともある。患者情報を商品化する意向と受け取れるが、患者情報は真に地域住民の健康向上にのみ情報が活用されなければならない。地域医療を担う専門家集団である日本医師会の意見を踏まえ、慎重に制度設計を行っていくことを要望する。

¹ 2010年6月18日に閣議決定された『新成長戦略』の工程表に示された計画であり、6月22日にまとめられた『新たな情報通信技術戦略 工程表』（いわゆる新IT戦略工程表、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）で具体的な内容が示された。